

5 その他の福祉制度の活用

- 療育手帳や身体障害者手帳は、様々な福祉サービスを受けるために必要。取得のメリットは大きい。
- 障害者割引は、公共の交通機関や施設でほとんど行われている。利用の前に確認することが大事。

1 各種障害者手帳



手帳は必ず取らなければなりませんか

必ず取らなければならないものではありませんが、公的な福祉サービスを受けるためには必要です。障害者雇用枠で就職する場合や、施設や作業所を利用する場合にも必要になります。各学校でも取得されることを勧めています。



手帳はいつでも取れますか

障害があり、支援等が必要になった場合にいつでも取得できます。申請には療育手帳の場合は、岩手県福祉総合センターでの判定、身体障害者手帳の場合は指定医師の診断書等が必要です。療育手帳も成人してからでも取得できます。

■ 精神障害者手帳

精神に障害のある方に交付される手帳です。手帳には、療育（知的障害者）、身体障害者、精神障害者の3種類があります。

（1）療育手帳

知的障害児（者）に発行される手帳で、障害の程度によって「A（重度）」または「B（中・軽度）」の手帳が交付されます。窓口は各市町村の福祉事務所等です。手帳の交付を受けたあとは、障害の程度の確認をするために、原則として2年ごとに児童相談所または知的障害者更生相談所で判定を受けることになっています。

（2）身体障害者手帳

身体に障害のある方に交付される手帳で、障害の程度によって、1級（最重度）から6級（軽度）までの等級があります。窓口は各市町村の福祉事務所等です。障害が重複している方の場合は、療育手帳と身体障害者手帳の両方を取得されている方もいます。

（3）手帳交付後の援助措置

特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済制度、税の諸控除及び減免、公営住宅の優先入居、NHK受信料の免除、自動車税の減免、運賃割引（電車・バス・飛行機・タクシー等）、有料道路の通行料金割引など

2 年金・手当



障害基礎年金の支給制限を教えてください

20歳前に疾病を負った人の障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから、所得制限が設けられており、所得額が398万4千円（2人世帯）を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、500万1千円を超える場合には全額支給停止とする2段階制がとられています。

（1）障害基礎年金

原則として国民年金に加入しているとき、けがや病気で障害者になったときに支給されます。成人前に障害が認定された場合は、保険料の納付なしに年金を受け取ることができます。障害のために社会自立が困難と認められた場合に受給でき、1級と2級に区分されています。1級の場合は年額990,125円、2級の場合は792,100円（平成18年度）です。請求の手続きは、市町村の国民年金係で行います。就労していても、受給することができます。年金は申請しなければもらえません。各市町村の相談支援専門員や利用している施設に相談すると良いようです。

**手当の支給制限を教えてください**

どちらの手当も施設に入所している方や制限以上の所得があるときは、対象になりません。

**厚生年金を納めても、将来、もらえないと聞きましたが本当ですか**

平成18年4月からもらえるようになりました。平成18年3月以前は、同時に複数の年金を受けることができないという原則から、いずれかの年金を一つ選択することになっていました。そのため、障害を有しながら働いたことが年金制度上、評価されない仕組みになっていましたが、改善されました。一般企業で働く場合は、厚生年金の加入状況を把握し、将来、老齢厚生年金をもらい忘れることのないように気をつけましょう。

(2) 特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に対し支給される手当です。1級と2級の区分があり、1級は身障手帳1、2級と療育手帳Aの所持者または同程度の障害のある方で、2級は身障手帳3、4級の一部と療育手帳Bの一部及び同程度の障害のある方が対象です。月額額は1級が50,750円、2級が33,800円です（平成18年）。所得制限は4人世帯で770.7万円です。

(3) 障害児福祉手当

在宅で日常生活に常時介護を要する20歳未満の重度障害児（者）に対して支給される手当です。対象は、特別児童扶養手当の支給に関する法律の障害の方（特別児童扶養手当1級、身障手帳1級または療育手帳A程度）。手当額は月額14,380円（平成18年）です。

3 各種割引など**■ JR運賃の割引内容**

割引対象者	身障手帳1級または療育手帳Aの本人と介護者が利用するとき	身障手帳1・2級または療育手帳A・Bの本人のみ利用するとき
割引区間	全線距離制限なし	片道100kmを超えるとき
割引対象	普通乗車券、急行券、回数券、定期券	普通乗車券
割引率	5割	5割

■ バス運賃の割引内容

割引対象者	身障手帳または療育手帳をお持ちの方	
割引対象	普通旅客運賃	定期旅客運賃
割引率	5割	3割

■ 携帯電話料金等の割引

障害者が携帯電話を利用するときに、割引サービスが受けられます。身障手帳または療育手帳が必要です。割引内容、手続きについては各会社にお尋ね下さい。

■ 青い鳥はがき

身障手帳1、2級及び療育手帳Aをお持ちの方に郵便はがきが無料で配付されています。年1回一人20枚です。配付期間は4月20日～5月31日（期間は変更になる場合があります）。身障手帳、療育手帳を持って最寄りの郵便局へお越し下さい。

■ NTT無料番号案内

身障手帳及び療育手帳をお持ちの方が番号案内サービスを利用する場合、無料で利用できます。事前にNTTに申込が必要です。

(1) JR運賃の割引

障害者や介護者がJR線を利用する場合、運賃が割引になります。身障手帳または療育手帳を提示します。

(2) バス運賃の割引

障害者や介護者が岩手県バス協会加入会社のバスを利用する場合、運賃が割引になります。身障手帳または療育手帳を提示します。

(3) 航空運賃の割引

障害者や介護者が航空機を利用する場合、運賃が割引になります。定期航空路線の国内線全区間で割引になります。対象は身障手帳1級または療育手帳Aの方及びその介護者、身障手帳2級または療育手帳Bの方です。割引内容は各航空会社にお問い合わせ下さい。身障手帳または療育手帳を提示します。

(4) 有料通行料金の割引

身障者手帳及び療育手帳をお持ちの方で次の条件に該当する場合は、有料道路を通行する場合に料金が割引になります。ただし、営業者は対象になりません。割引額は全国どこでも5割引です。対象は①身体障害者が自ら運転する場合。②身障手帳1級または療育手帳Aの方を乗せて介護者が運転する場合です。料金を支払うときに手帳を提示します。なお、あらかじめ福祉事務所で手帳への表示をしてもらいます。

(5) タクシー運賃の割引

障害者が県内タクシーを利用したときに、運賃が割引になります。割引内容は運賃の1割です。料金を支払うときに身障手帳又は療育手帳を提示します。

< 引用・参考文献等 >

第1部 キャリア教育の理解と推進に向けて

- 国立特殊教育総合研究所(2005)「知的障害養護学校における職業教育と就労支援に関する研究」
- 文部科学省(2004)「キャリア教育の推進に関わる総合的調査研究協力者会議 報告書」
- 小出 進(2002)「本人の思いにそった就労支援」, 教育と医学の会(編)『障害のある人を支える』(現代人の心の支援シリーズ第5巻「障害児」), 慶應義塾大学出版
- 小塩允護(2003)「就労をめぐる課題と対応」, 国立特殊教育総合研究所
- 手塚直樹(2000)「日本の障害者雇用 その歴史・現状・課題」, 光生館
- 上田 敏(2005)「ICFの理解と活用」, 萌文社
- 世界保健機関(WHO)(2002)「ICF, 国際生活機能分類」, 中央法規
- 朝野 浩(2006)「特別支援学校の使命と役割」, 特別支援教育研究 No.592, 日本文化科学社
- 京都市立総合養護学校(2005)「総合制・地域性の養護学校における教育課程はどうあるべきか-障害種別の枠をこえた教育課程のあり方に関する研究-」
http://www.ceser.hyogo-u.ac.jp/naritas/syllabus2004/kyoto_report.ppt
- 中澤恵江(2007)「基本合意に至った国連障害者権利条約」, 特別支援教育研究 No.593, 日本文化科学社
- 箕輪優子(2006)「障害者自立支援法の施行にともなう就労支援の取り組みについて」, 特別支援教育研究No.591, 日本文化科学社
- 亀井浩明・鹿嶋研之助(2006)「小中学校のキャリア教育実践プログラム」, ぎょうせい
- 三村隆男著(2004)「キャリア教育入門」, 実業之日本社
- 沼津市立原東小学校, 三村隆男 共著(2005)「キャリア教育が小学校を変える!」, 実業之日本社
- 吉田辰雄編著(2006)「最新 生徒指導・進路指導論 ガイダンスとキャリア教育の理論と実際」, 図書文化社
- 依田隆男(2003)「知的障害者の意思を生かした就業支援のあり方」, 「第11回職業リハビリテーション研究発表会 発表論文集」
- 内閣府編(2003)「平成15年度版 障害者白書」, 国立印刷局
- 内閣府編(2006)「平成18年度版 障害者白書(PDF版)」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h18hakusho/zenbun/pdf/index.htm>
- 坂本洋一(2006)「よくわかる障害者自立支援法」, 中央法規
- 障害者生活支援システム研究会編集(2006)「障害者自立支援法 活用の手引き」, かがわ出版

第2部 キャリア教育を推進するための体制づくり

- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター(2002)「児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進について」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/023/gaiyou/02103001.htm
- 文部科学省(2004)「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/023/toushin/04012801.htm
- 文部科学省(2005)「中学校職場体験ガイド」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/026.htm
- 文部科学省(2006)「小学校・中学校・高等学校キャリア教育推進の手引き」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/06122006.htm

文部科学省(2006)「高等学校におけるキャリア教育の推進に関する調査研究協力者会議 報告書」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/023/toushin/06122007.htm

岩手県教育委員会 学校教育室(2006)「キャリア教育について」<http://www2.iwate-ed.jp/sed/eresch/carrer.html>

全国特殊学校長会編集(2005)「盲・聾・養護学校における『個別の教育支援計画』ビジュアル版」, ジアース教育新社

第3部 進路支援資料 ～卒業後の生活をイメージするために～

障害者職業総合センター(2002)「知的障害者の就労の実現のための指導課題に関する研究」,調査研究報告書No.50,

<http://www.nivr.jeed.or.jp/research/report/houkoku/houkoku50.html>

厚生労働省(2006)「就労移行支援のためのチェックリスト」<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/08/dl/h0823-1a.pdf>

日本発達障害福祉連盟編(2006)「発達障害白書 -2007年版-」, 日本文化科学社

厚生労働省(2006)「障害者自立支援法について(資料簡略版)」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jiritsushienhou01/index.html>

社会保険庁ホームページ「障害年金」<http://www.sia.go.jp/seido/nenkin/shikumi/shikumi03.htm>

内閣府編(2006)「平成18年度版 障害者白書(PDF版)」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h18hakusho/zenbun/pdf/index.htm>

厚生労働省・全国社会福祉協議会「障害者自立支援法における新制度説明パンフレット」

http://www.shakyo.or.jp/pdf/pamphlet_word.doc

大阪障害者雇用支援ネットワーク編(2004)「障害のある人の雇用・就労支援Q&A」, 中央法規

大南英明監修(2006)「知的障害者の企業就労支援 Q&A」, 日本文化科学社

坂本洋一(2006)「よくわかる障害者自立支援法」, 中央法規

東京都社会福祉協議会(2006)「障害のある人の働きたい12話」, 東京都社会福祉協議会

世田谷区立知的障害者就労支援センターすきっぷ編(2005)「こうすれば働ける!新しい就労支援システムへの挑戦」,
エンパワメント出版

障害者職業総合センター(1999)「知的障害者の就労の実現と継続に関する指導の課題—事業所・学校・保護者の意見
の比較から—」, 調査研究報告書No.34, <http://www.nivr.jeed.or.jp/research/report/houkoku/houkoku34.html>

障害者職業総合センター(2002)「知的障害者の就業と生活を支える地域支援ネットワークの構築に向けて」,
調査研究報告書No.53, <http://www.nivr.jeed.or.jp/research/report/houkoku/houkoku53.html>

障害者職業総合センター(2004)「障害者の雇用管理とキャリア形成に関する研究 障害者のキャリア形成」,
調査研究報告書No.62, <http://www.nivr.jeed.or.jp/research/report/houkoku/houkoku62.html>

岩手県立花巻養護学校 進路指導部「平成18年度版 進路ガイドライン」

岩手県立前沢養護学校 進路指導部「社会参加と自立を考える 進路の手引き」

岩手県立前沢養護学校ホームページ「進路の広場」<http://www2.iwate-ed.jp/mae-y/>

【岩手県立総合教育センター】

前川岳詩(2005, 2006)「将来を見つめ自らの生き方を考える力を育てる小学校キャリア教育の推進に関わる研究」

http://www1.iwate-ed.jp/kenkyu/siryou/h18/h18_15b5.pdf

佐藤修子(2006, 2007)「知的障害のある児童生徒が在籍する特別支援学校における組織的, 系統的なキャリア教育の
在り方に関する研究」http://www1.iwate-ed.jp/kenkyu/siryou/h19/h19_18b4-01.pdf

＜参考1＞ キャリア教育の評価の方法**－ 「推進の手引き」より －****（１）キャリア教育全体の評価**

評価に当たっては、「終了時の評価」として行う目標の達成状況の評価だけでなく、課題を客観的に検討すると同時に、「実践過程での評価」として、前もって計画した活動が、効果を上げつつあるかどうか、予測しなかった問題や課題が起きていないかを確認し、必要な場合には計画の修正を考慮することなども大切です。このようなことをふまえ、キャリア教育全体の評価では、その前提として次のような点が考えられます。

＜キャリア教育全体の評価をするための前提＞

- ・ キャリア教育の目指す目標が、具体的で明確であること
- ・ 目標が各学校や児童・生徒の実態に応じて、実行可能な内容であること
- ・ 教員がキャリア教育の意義と実践への計画、方法等を十分理解できていること
- ・ 教育活動の実行に際し、児童生徒にどのような変化や効果が期待されるか等が、具体的に示されていること
- ・ 評価方法等が適切に示されていること
- ・ 教員が、評価の目的、方法等について理解し、適切に評価できる能力を有すること
- ・ キャリア教育の推進体制が確立されていること など

キャリア教育を進めていくためには、各学校が創意工夫をこらして、実践していくことが大切であるとされており、その際、自校の取組や校内研修の在り方等について「チェックシート」を作成し点検していくことも大切であるとされています。次の表はその「簡易チェックシート（例）」として紹介されています。

《学校におけるキャリア教育推進チェックシート（例）》

項 目	チェック
学校教育目標にキャリア教育を位置付けている	
キャリア教育の全体計画を立てている	
校内にキャリア教育推進委員会等を設置している	
キャリア教育の校内研修を実施（計画）している	
教職員全体がキャリア教育について共通理解している	
小学校・中学校・高等学校でキャリア教育に関し連絡協議会を設置するなど連携を図っている	
職場体験、インターンシップ等を実施している	
職場体験、インターンシップ等の事前・事後指導を計画的に行っている	
各教科における指導も含めて、キャリア教育を教育活動全体で行っている	
学校だより、PTAだより等でキャリア教育の広報活動を行っている	
社会人講師等、地域の教育力を活用している	
ハローワーク等関係諸機関と連携している	
単独あるいは、学校評価等でキャリア教育の評価を行っている	
評価結果に基づき、指導等の改善を図っている	

（２）教員が行う評価

キャリア教育を進め、児童生徒一人一人の評価を行う場合、児童生徒のキャリア発達の速度や様相は個人差が大きく、また環境の影響も大きいこと、特定の時間帯で実施されるとは限らないこと、さらに、目標も個々の児童生徒の状況や学校・地域によって多様であることに留意しなければならないとされています。また、指導と評価の一体化を進めるためにも、キャリア教育の視点を踏まえた授業、活動の一層の工夫・改善が求められています。

このようなことから、現状においては、個々の児童生徒に対するキャリア教育の評価については次のように考えられるとされています。

- 各教科（科目）、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の目標やねらい、また、各教科（科目）等の評価の規準にキャリア教育の視点を盛り込むこと
- 進路指導の評価にキャリア教育の観点や内容を取り入れること

また、児童生徒の変化に視点を当てた場合、定量的評価だけではなく、担当教員が児童生徒の行動を観察したり、取り組んでいる時の児童生徒自身の感想など定性的な資料も大切であるとしています。このようなことから、評価には児童生徒が取り組んだ課題や、進路指導などで行った検査や調査、学業成績など、児童生徒の全資料を一括したポートフォリオが、キャリア教育を通しての児童生徒の変化や教員の取組の評価にも極めて有効な情報として活用できるとし、基本的な評価の観点について次のように例示されています。

<基本的な評価の観点（例）>

- 目標の設定について
 - ・ 目標の設定は具体的で妥当であったか
 - ・ 目標設定過程への各教員の参加度、理解度はどうか
 - ・ 保護者などへの説明は適切であったか など
- 実践中の評価について
 - ・ 児童生徒は積極的に取り組んでいるか、理解はどうか、予測した取組をしているか
 - ・ 期待した変化や効果の兆しはあるか
 - ・ 教員が適切な指導を行っているか
 - ・ 児童生徒の感想はどうか など
- 評価の方法について
 - ・ 評価のための計画は適切に立てられていたか
 - ・ 評価方法やそのための資料は前もって用意されていたか、評価方法は妥当であったか
 - ・ 教員、児童生徒の評価への理解は十分であったか など
- 「児童生徒の変化」の評価
 - ・ プログラム実施中の児童生徒の態度の変化
 - ・ プログラムの目標の達成状況（実施過程中、および終了時）
 - ・ 特に顕著な児童生徒の行動・態度、課題など
- 評価を受けての改善について
 - ・ 今までの評価を教職員、保護者等で客観的に見直し、共通理解されているか
 - ・ 評価を適切に次の改善策として生かしているか
 - ・ 改善策の実行プログラム（アクションプラン等）が立てられているか など

なお、「職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み（例）」は、各学校において、児童生徒がどのような能力・態度をどの程度身に付けているか等について点検したり、評価したりする際の一つの参考として、活用することも考えられるとされています。しかし、本来この枠組み（例）は、4つの能力を観点として児童生徒の発達を見ていく見取り図として作成されたことに留意しておく必要があるとされています。したがって、現在行われている各学校の一つ一つの活動が、どのような能力の育成を目指したものなのかを明確にしたり、全体としてバランスのとれた取組となっているか、どの能力・態度の育成にかかわる取組が不足しているのか等について、点検・見直しを行ったりする際の参考として活用することが望まれるとしています。

今後、キャリア教育についての評価をどのように進めていくかについては、文部科学省で実施しているキャリア教育推進地域事業等の実践研究等を参考にしつつ検討を進めることが求められています。